

第3部

東北全体の復興を見据えた施策の展開

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の東北への波及

【提案事項】 **予算拡充**

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」)、2019年ラグビーワールドカップの開催は、東北地方の元気な姿を世界に発信する貴重な機会であることから、被災3県はもとより東北6県の更なる復興を図るため、下記について提案を行うもの。

- (1) 事前キャンプ誘致について、東北6県のキャンプ地情報の発信や海外の国々の情報(競技種目、交渉窓口等)の提供など、東北地域への特段の配慮を行うとともに必要な財政支援の充実を図ること

【内閣官房 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局】

【総務省 自治行政局地域力創造グループ】

- (2) 東京2020大会等を契機に、外国人観光客などより多くの方々を東北を訪問してみたいとなるような仕組みづくりをはじめ多様な誘導策を講じること

【国土交通省 観光庁】

- (3) 被災者や避難者をはじめ東北6県の住民の参加による聖火リレーや、参加選手と住民との交流イベント等を開催し、東北の姿を全世界に発信すること

【内閣官房 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局】

- (4) 東北地方の製品の積極活用と東北6県の祭りをデモンストラーションやアトラクションの中で取り入れること **新規**

【内閣官房 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局】

【提案の背景と課題】

- 東京2020大会、2019年ラグビーワールドカップの開催により、事前キャンプなどを通じた国際交流や観光客の誘客、食や観光など地域の資源の発信や経済交流の進展が期待されているが、事前キャンプの誘致は、各県が個別に取り組んでいるのが現状である。
- 大会期間中やその前後に外国人観光客が、気軽に東北の旅を楽しめるよう電車、航空機に共通して使え、安価で利便性の高いパスを導入するなど周遊観光の仕組みが必要である。
- 東京2020大会等を契機に、その経済効果が東北地方にも波及されるよう、今後、建設が進められる新国立競技場や各競技会場、選手村等で、例えば貴賓室への有機EL照明や手織絨毯の利用など、地方が誇る技術や特色を活かした製品の活用や、海外からの誘客が進むよう地方の自然や伝統文化などの積極的な情報発信の取り組みが必要である。



世界陸上北京大会ポーランド代表チーム
事前キャンプ(山形県総合運動公園)

山形県担当部署：企画振興部 県民文化課 スポーツ振興・地域活性化室 TEL:023-630-3156
商工労働観光部 商業・県産品振興課 TEL:023-630-2542
商工労働観光部 観光経済交流局 インバウンド・国際交流推進課 TEL:023-630-2701

【全国の現状と政府の取組み】

- 政府は、選手団の事前キャンプなど自治体が行う東京 2020 大会の参加国との人的・経済的・文化的な相互交流事業を支援するため、「ホストタウン構想」を推進している。平成 28 年 1 月、ホストタウン構想の第 1 次登録団体として全国で 44 自治体が登録され、山形県からは上山市が登録された。今後も追加登録が予定されている。
- 平成 28 年度よりホストタウンの交流事業等に係る経費について、地方財政措置が行われている。
- 平成 28 年春以降に 2019 年ラグビーワールドカップのチームキャンプ地選定プログラムが開始される見込みとなっている。 ※後日時点修正
- 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、聖火リレーについて、東日本大震災の被災地や観光名所、文化遺産などを巡るルートなどを検討し 2019 年に発表する予定としている。

【本県の現状、取組みと課題】

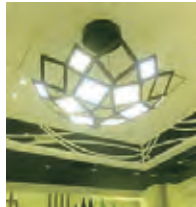
- スポーツの振興、地域活力の向上、国際交流の促進等の様々な効果を県内に波及させ、大会後もレガシーとして継承していくため、地域の主体的な取組みを基本としつつ、大会組織委員会と連動した政府の強力な支援のもと、県として事前キャンプの誘致に向けた取組みやホストタウン構想の推進、海外からの誘客に向けた情報発信など関連事業に積極的に取り組むこととしている。
- 具体的には、以下の取組み（成果）を進めている。
 - ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピックスポーツ振興・地域活性化プロジェクトチーム」の設置（平成 26 年 2 月：部局横断の取組み）
 - ・世界陸上北京大会ポーランド代表チームの事前キャンプ受入れ（平成 27 年 8 月：キャンプ誘致に向けた実績とノウハウづくり）
 - ・2019 年ラグビーワールドカップチームキャンプ地への立候補を予定
 - ・東京 2020 大会に向けたシンポジウムの開催（県内 8 大学等との共催）
 - ・東京・東北地域の連携による外国人旅行者誘致事業（海外メディアを招いての共同招聘旅行、多様なメディアを活用した情報発信）
- 事前キャンプ誘致は、地方自治体が過去の経験や既存ネットワークを活かしながら試行錯誤を重ね、個別に取り組んでいるのが現状である。
- 訪日外国人の利便性を高めるため、案内表示の多言語化、無料公衆無線 LAN の整備、外国人へのおもてなし研修の実施など、外国人受入態勢の整備を進めている。
- 新国立競技場や各競技会場、選手村等で様々な材料、技術などが使用されることから、手織り絨毯や有機 EL 照明をはじめとした本県が世界に誇る技術や特色を活かした製品のリストアップを行っている。



山形花笠祭り



歌舞伎座ロビーの手織絨毯



東京駅内飲食店の有機 EL

東京 2020 年大会に向け活用を PR する山形県産品

- 1 競技場等の貴賓室向け
 - ・手織絨毯「山形緞通」
 - ・有機 EL シーリング照明 など
 - ・成形合板技術を活かした家具
- 2 選手村等向け
 - ・山形鋳物（鉄瓶、テーブルウェア、インテリア）
 - ・山形組子
 - ・米沢織の袴地仕立て室内履き
 - ・麻とウールが織りなす月山緞通
 - ・有機 EL のデスクライト など
- 3 ファッション土産品、素材
 - ・鶴岡シルク、米沢織（ポケットチーフ、ネクタイなど）
 - ・羽越しな織（小銭入れ、名刺入れ、しおり）
 - ・競技用けん玉
 - ・天童将棋駒（インテリア等） など

東日本大震災に伴う避難者への見守り活動・相談支援の充実

【復興庁 被災者支援班】

【提案事項】 **予算継続**

「被災者支援総合交付金」を継続するとともに、「県外避難者支援事業」について予算を十分に確保すること

【提案の背景と課題】

- 本県には、福島県をはじめ被災県からピーク時には1万3千名を超える方々が避難していた。5年経過した今なお、約3千3百名の方々が避難生活を余儀なくされている。
- 本県への避難者は、放射線の健康への影響を危惧し、家族を残したまま母子のみでの避難が多く、二重生活を強いられており、住み慣れない場所で精神的、経済的に厳しい状況に置かれている。
- こうした避難者を支援するため、避難者への情報提供や避難者の見守り活動及び相談活動について、「被災者支援総合交付金」の「県外避難者支援事業」を活用（H28 予算額 85,245 千円 国庫 10/10）して実施しており、こうした活動を今後も継続していく必要があるが、予算が確保されないと事業運営に支障が生じることになる。



生活支援相談員による訪問活動

(平成 24 年 1 月～実施)



避難元地域交流会

(山形市避難者交流支援センター)

【全国の現状と政府の取組み】

- 東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転、福島県における避難指示区域以外からの避難者に係る災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与の終了（平成 29 年 3 月）など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、コミュニティ形成など、各地域の復興の進展に伴う課題に対応した支援活動を実施している。
- 被災県以外の県においても、被災三県以外で避難生活を送っている方について、避難先での日常生活を支えるための見守りや相談支援、各種支援活動等に係る情報提供など、避難先における安定した日常生活を確保するとともに、円滑な帰還や生活再建等を支援する取組みを実施している。

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県への避難者の大部分を占める福島県の避難指示区域以外から避難している方の借上げ住宅の供与期間終了が示されたことにより、多くの避難者が「帰還するのか」「定住するのか」「避難生活を続けるのか」等、ある一定の選択を迫られている。
- 避難者の日常生活の支援や孤立防止を図るとともに今後の生活再建等を支援するため、「被災者支援総合交付金」のメニュー「県外避難者支援事業」を活用し、以下の事業を実施している。
 - ・ 避難者の多い 9 市町社会福祉協議会に生活支援相談員を 24 名配置し、避難者の見守りや情報提供、相談活動支援等への支援
 - ・ 避難者への情報提供や相談対応を行う市避難者支援センター（県内 2 箇所）の運営に対する支援
 - ・ 避難者への情報発信等を行う「復興ボランティア支援センターやまがた」の運営に対する支援
 - ・ 「心のケア」に関する福島・山形・新潟の三県合同研修会・情報交換会の実施
- 避難生活の長期化に伴い心身に不調をきたす避難者が増加しているほか、出産・子どもの成長など環境の変化により、避難者の抱える課題が多様化している。また、避難者の中において、前向きに活動できる方とできない方の格差も生じていることから、引き続き戸別訪問・相談活動等への支援を継続する必要がある。

【生活相談員の訪問を受けている避難者の声】

- ・ 定期訪問してくださることに感謝しています。私たち避難者にとって相談員さんは重要な存在ですので、長期継続を望んでいます。
- ・ ようやく生活のリズムもできてきた感じでしたが、住宅支援の打ち切りが決まり、この先どうしたらよいか悩んでいます。こうした状況の中、相談員さんの存在は心強く、今後も支援をお願いします。



東日本大震災追悼・復興記念事業

東日本大震災に伴う広域避難者の経済的負担の軽減

【提案事項】 **予算継続**

東日本大震災に伴う広域避難者の経済的負担の軽減のため、被災幼児児童生徒に対する就学支援等や高速道路の無料措置を継続すること

- (1) 平成28年度の単年度措置となっている、被災児童の保育料減免に対する「被災者支援総合交付金」及び被災幼児児童生徒への就学支援等に対する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること

【復興庁】【文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課】

【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課】

- (2) 平成28年度までとなっている避難者に対する高速道路の無料措置を継続すること

【復興庁】【国土交通省 道路局 高速道路課】

【提案の背景と課題】

- 本県では、東日本大震災の発生から5年を経過した今なお、約3千3百名の方々が避難生活を余儀なくされている。
- 避難者に対し、本県では、単年度措置となっている「被災者支援総合交付金」、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を活用して支援を行っているが、今後も避難生活の長期化が見込まれる中、経済的支援の継続が必要な状況にある。

また、原発事故による避難者の一時帰宅や離れて暮らす家族の再会のために避難先とふるさとを往来する際の経済的負担を軽減するため、高速道路の無料措置を継続する必要がある。



幼稚園の読み聞かせ風景



小学校の授業風景

山形県担当部署：環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局

危機管理課 復興・避難者支援室 TEL：023-630-3164

【全国の現状と政府の取組み】

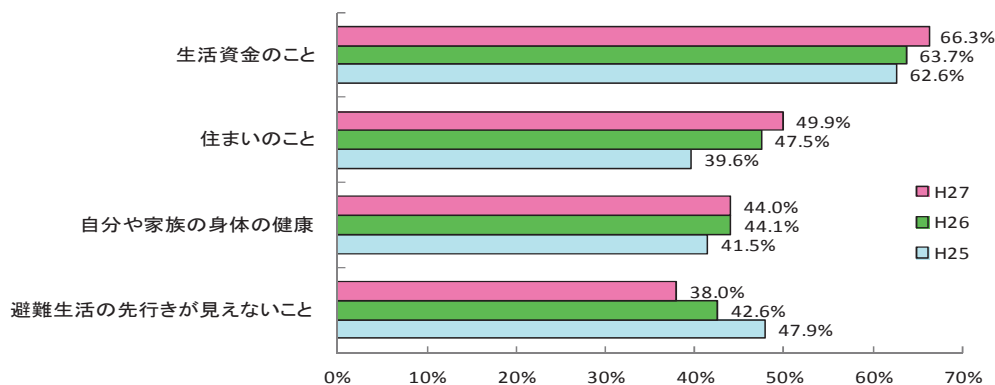
- 政府は、復興の進展に伴い生じる課題に総合的かつ効果的に対応するため、従来の交付金等の統合や支援メニューの拡充により「被災者支援総合交付金」を創設するとともに、被災した幼児児童生徒の就学等支援を継続して実施するなど、被災者支援の取組みを強化している。

また、原発事故による警戒区域等からの避難者や母子避難者等に対する高速道路の無料措置を当面、平成 29 年 3 月 31 日まで継続した。

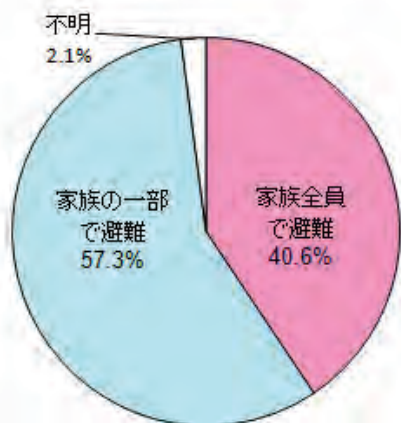
【本県の現状、取組みと課題】

- 本県が実施した避難者アンケートにおいて、今の生活で困っていること・不安なことでは、「生活資金」との回答が全体の約 66%と最も多く、年々増加傾向にある。また、「子どもがいる世帯」のうち、世帯分離により二重生活を強いられている世帯は約 57%と半数を超えており、避難生活の長期化により、経済的、精神的に厳しい状況に置かれ、負担が更に重くなってきている。

＜今の生活で困っていること、不安なこと（複数回答）＞



＜子どもがいる世帯の避難の状況＞



＜被災幼児・児童・生徒の受入状況＞

(平成28年1月10日現在)

保育所 幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	合計 (人)
290	577	226	109	8	1,210

- 本県では、以下のような避難者に対する経済的支援策を実施している。
 - ・被災幼児の保育所の保育料減免に対する助成 (H27 : 15 名)
 - ・被災幼児の幼稚園の入園料・保育料減免に対する助成 (H27 : 延べ 91 名)
 - ・被災児童生徒の小・中学校の就学援助に対する助成 (H27 : 延べ 2, 227 名)
 - ・被災生徒の私立学校の授業料等減免に対する助成 (H27 : 2 名)

東日本大震災に伴う広域避難者への住宅支援

【内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）】

【復興庁】

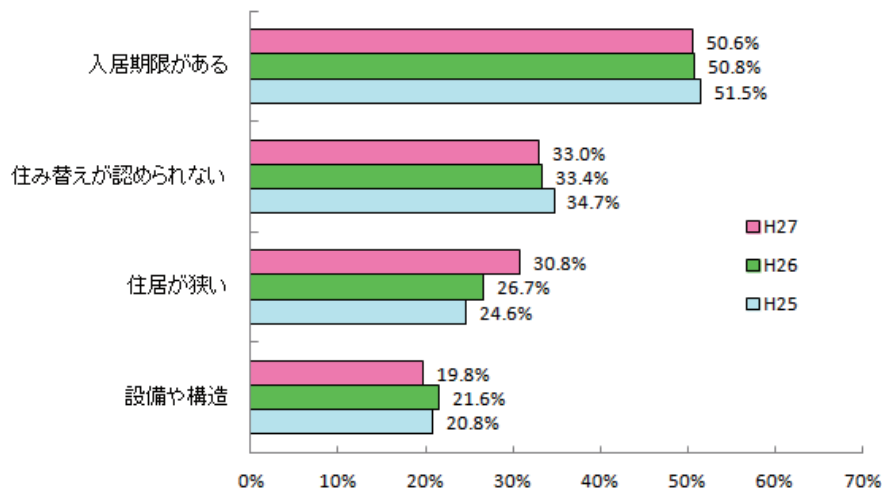
【提案事項】 **予算継続**

最長6年間等とされている避難者に対する民間借上げ住宅の供与期間について、安心して生活できる環境が整い、恒久的な住宅へ円滑に移行されるまで、適切な延長を行うこと

【提案の背景と課題】

- 本県では、東日本大震災後、福島県をはじめ被災県からの多くの避難者の方々を受け入れ、民間借上げ住宅をピーク時には約 3,700 戸（約 11,500 名）、現在は約 670 戸（約 1,800 名）提供している。
- 本県が毎年度実施している避難者アンケートにおいて、住居に関して困っていることでは、「入居期限があること」が約 51%と最も多かった。
また、知事と避難者との意見交換会では、「供与期間を延長して欲しい」、「避難元へ戻ることによる不安がある」との声が寄せられている。
- 応急仮設住宅の供与期間については、最長6年間又は平成29年3月までとされているが、被災地域によって復興の進捗状況が異なり、恒久的な住宅へ安心して移行できるまでには、なお時間を要する状況にあるため、供与期間の適切な延長を行う必要がある。

<住居に関して困っていること（複数回答）>



山形県担当部署：環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局

危機管理課 復興・避難者支援室 TEL：023-630-3164

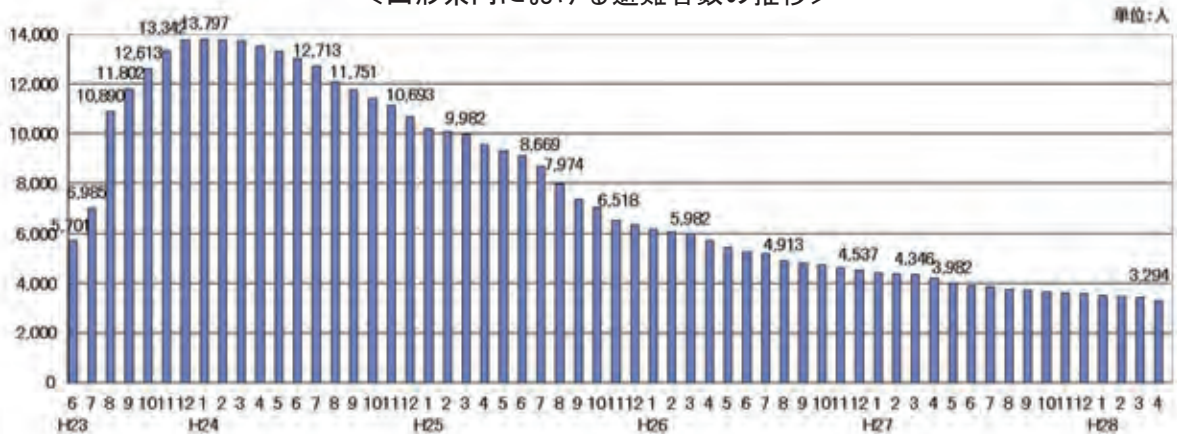
【全国の現状と政府の取組み】

- 岩手県及び宮城県では、政府と協議の上、応急仮設住宅の供与期間については、現在、最長6年間としている。
- 福島県では、政府と協議の上、応急仮設住宅の供与期間を平成29年3月まで延長しているが、4月以降については、避難指示区域からの避難者については、避難指示の解除の見通しや復興公営住宅の整備状況等を見据えて今後判断するとし、避難指示区域以外からの避難者については、福島県独自の民間賃貸住宅の家賃補助等により支援を行うとしている。

【本県の現状、取組みと課題】

- 東日本大震災後、本県には、福島県をはじめ被災県からピーク時には全国で最も多い1万3千名を超える方々が避難し、5年を経過した今なお、約3千3百名の方々が避難生活を余儀なくされている。

＜山形県内における避難者数の推移＞



- 本県では、以下のような避難者に対する住宅支援策等を実施している。
 - ・民間借上げ住宅の提供 (667戸・1,776名 平成28年4月現在)
 - ・民間借上げ住宅（一戸建て住宅）に対する雪下ろし助成 (H24～H27：110戸)
 - ・生活支援相談員による訪問相談・交流活動 (H27：9市町・24名配置)
 - ・市町村職員、生活支援相談員等による避難世帯の全戸訪問 (H27：約1,200世帯訪問)
 - ・山形の暮らし、子育て、交流の機会等に関する情報提供 (避難者ニーズに対応)



知事と避難者との意見交換会



生活支援相談員による訪問活動

東日本大震災に伴う原子力発電所事故で生じた 地方自治体の損害に対する賠償

【復興庁】

【文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償対策室】

【提案事項】

原子力発電所事故で生じた地方自治体の損害について、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に則り、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう、東京電力ホールディングス㈱に対し指導すること

【提案の背景と課題】

- 東京電力ホールディングス㈱（以下「東京電力」という。）の福島第一、第二原子力発電所事故による放射性物質の影響により、県民生活に大きな影響を受け、県はその対策のために特別な財政支出を余儀なくされたことから、平成 24 年 6 月に市町村等とともに原因者である東京電力に対して第一次損害賠償請求を行った。以降、毎年度請求し、平成 27 年 9 月には第四次請求を行っている。
- これに対し、東京電力は、食品や農畜産物の放射性物質検査、空間線量測定に要する費用など一部の賠償以外応じておらず、また、証憑資料の確認等に時間を要し、賠償が円滑に進められていない状況にある。
- 政府には、この状況を踏まえ、東京電力に対し被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう指導していただく必要がある。



空間放射線量率の測定



食品の放射性物資の検査

山形県担当部署：環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局

危機管理課 復興・避難者支援室 TEL：023-630-3164

【全国の現状と政府の取組み】

- 全国では本県を含む1都15県が損害賠償請求を行っている(平成27年10月現在)。
- 文部科学省では、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会において、賠償を円滑に進めるため、平成23年8月に、賠償すべき損害として類型化した損害項目やその範囲等を示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を決定した。
- また、同年8月、同審査会のもとに、損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置した(平成28年度当初予算 原子力損害賠償の円滑化47億円)。

【本県の現状、取組みと課題】

- 東京電力の福島原子力発電所事故による放射性物質の影響により、県民生活に大きな影響を受け、県はその対策のために特別な財政支出を余儀なくされたことから、平成24年6月に市町村等と共に原因者である東京電力に対し第一次損害賠償請求を行った。以来、毎年度請求し、平成27年9月には第四次請求を行った。
これに対し、東京電力は、一部を賠償したのみで、直接交渉では証憑資料の確認等に時間を要し、一部合意に至るまで1年以上の時間を要している状況にある。
- 具体的には、以下の取組み(成果)を進めている。
 - ・ 第一次損害賠償請求[平成22・23年度支出分](H24.6請求)：約54,800万円
平成27年3月までに約34,500万円に合意したが、未合意額の約20,300万円については、同年3月に原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介を申立
 - ・ 第二次損害賠償請求[平成24年度支出分] (H25.11請求)：約18,600万円
平成28年3月に一部合意 約7,350万円
 - ・ 第三次損害賠償請求[平成25年度支出分] (H26.9請求)：約12,200万円
 - ・ 第四次損害賠償請求[平成26年度等支出分] (H27.9請求)：約24,200万円
- 県、市町村等の地方自治体の損害賠償請求に関して、東京電力が現時点において賠償対象としている項目が、食品や農畜産物の放射性物質検査費用、一時期までの空間放射線量測定費用、上下水道の放射性物質検査費用など、一部に限られている。
また、東京電力との直接交渉においては、証憑資料の確認等に時間を要しているため、東京電力には迅速な対応が求められる。

東京電力に対する山形県の損害賠償請求等の状況

(単位:円)

請求区分 (年度支出分)	請求額 ①	受領済額 ②	差 額 ③=①-②	備考
第一次(H22・23)	548,022,336	344,715,048	203,307,288	ADRセンターへ 和解仲介申立中
第二次(H24)	185,932,845	73,462,700	112,470,145	交渉継続中
第三次(H25)	122,260,501	0	122,260,501	交渉継続中
第四次(H26)	241,834,304	0	241,834,304	交渉継続中
合計	1,098,049,986	418,177,748	679,872,238	

東日本大震災に伴う広域避難者の受入支援に 取り組む地方自治体への財政支援

【内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）】
【総務省 自治財政局 財政課、交付税課】

【提案事項】 予算継続 予算拡充

東日本大震災に伴う広域避難者の受入支援に取り組む地方自治体の
多大な財政負担に対して、地方交付税及び災害救助法による財源措置を
継続・拡充すること

【提案の背景と課題】

- 本県では、東日本大震災後、福島県をはじめ被災県からピーク時には
全国で最も多い1万3千名を超える方々が避難し、5年を経過した今な
お、約3千3百名の方々が避難生活を余儀なくされている。
- 避難生活の長期化に伴い、中長期にわたる生活支援については、災害
救助法による枠組みだけでは対応できないため、受入自治体は、多大な
財政負担を懸念しながら支援を行わざるを得ない。
- 政府は、このような状況を踏まえ、今後も避難者が孤立化しないよう、
周辺住民との交流や避難者同士の交流、生活支援相談員等による訪問相
談活動などに係る財政負担について災害救助法の対象とするとともに、
災害救助法の枠組みにない支援については、地方交付税の対象となるよ
うな財源措置を継続・拡充する必要がある。



避難者相談・交流会



避難者のお茶のみ交流会

山形県担当部署：環境エネルギー部 危機管理・暮らし安心局
危機管理課 復興・避難者支援室 TEL：023-630-3164
総務部 財政課 TEL：023-630-2044

【全国の現状と政府の取組み】

- 政府は、災害救助法に基づき、被災者の方々に供与している応急仮設住宅（借上げ住宅を含む）の供与期間の延長に伴う経費等を負担している。
(平成 28 年度当初予算 344 億円)。

また、震災復興特別交付税については、復興・創生期間においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理しているほか、前年度からの年度調整分を同税の財源として交付税及び譲与税配付金特別会計に計上し、地方の所要の事業費及び財源を確保している。

(平成 28 年度当初予算額 3,478 億円+年度調整分 1,324 億円=4,802 億円)

【本県の現状、取組みと課題】

- 避難者は、避難生活の長期化や二重生活により経済的、精神的に厳しい状況に置かれており、県が実施した避難者アンケート結果では、孤独を感じる人の割合が高くなるなど、孤立化も懸念されている。また、避難者のニーズは、家族構成、住環境及び避難元の復興状況等により、個別化・多様化している。
- 本県では、以下のような避難者支援策を実施している。
 - ・知事と避難者との意見交換会（平成 27 年度：2 回開催 [山形市・米沢市]
 - ・民間借上げ住宅の提供（667 戸・1776 名、平成 28 年 4 月現在）
 - ・民間借上げ住宅（一戸建て）に対する雪下ろし助成（平成 24～27 年度：110 戸）
 - ・県営住宅及び職員公舎の提供（10 戸・28 名、平成 28 年 4 月現在）
 - ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」による支援（相談交流会、意見交換会の開催）
 - ・「復興ボランティア支援センターやまがた」の運営支援（情報誌、ホームページ等による情報発信）
 - ・避難者支援センターの運営への助成（2 箇所設置：山形市、米沢市）
 - ・生活支援相談員による訪問・相談活動に対する助成（平成 27 年度：9 市町・24 名配置）
 - ・生活支援相談員等のスキルアップ事業※（平成 27 年度：合同研修・情報交換会開催）
 - ・子育て支援団体による研修・交流・意見交換会※（平成 27 年度：2 回開催）
※山形・新潟・福島三県による「心のケア」に係る連携事業
 - ・親子の心のケアに係る相談・交流事業（平成 27 年度：3 市町支援、カウンセリング等）



「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の
意見交換会



避難者支援センター（米沢市）
「子育てお母さんのフレイ！愛広場」